

警視庁新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

【令和2年8月版】



業務継続

第2

第1 感染症予防

飛沫感染のリスク

- 対象者との身体的距離が近い
(取調べ、相談、交通取締り、留置施設)
- 職員同士の身体的距離が近い
(パトカー、部隊行動、単身者待機寮)
- 大きな発声を伴う
(誘導・注意・警告、制圧、救出救助)

接触感染のリスク

- 対象者の身体に接触する
(被疑者の逮捕、泥酔者の保護、けんかの仲裁)
- 対象者の物品に接触する
(所持品検査、拾得物の取扱い、留置施設)
- 職員同士が身体を接触させる
(捜査員の集中投入、密集隊形、訓練)
- 職員同士が物品を共用
(装備資器材、通信機器、車両、寝具)

感染リスクに特に注意を払うべき勤務環境

- 法執行の最前線 (不特定多数の対象者との間で時として濃厚な接点あり)
- 公私にわたる集団行動 (警察学校や機動隊の単身者待機寮における集団感染)
- 留置施設 (密閉された構造、職員と被留置者との間で身体捜検や物品の受け渡し)

感染予防対策5類型

職務に支障を生じない限度で最も効果的な感染予防対策を実行

1 職員自身をウイルスから守る「防護」

マスクを原則装着(高温多湿、警笛の吹鳴、激しい運動等は例外)。血液や体液の飛散が想定される場合はゴーグルやゴム手袋を装着。感染が確認され、又は疑われる対象者と接触するときは**感染症防護服**も装着。



2 ウイルスを能動的に除去する「消毒」

警察施設に入る際は必ず手洗い・手指消毒。消毒液の入った容器を携行して出先でも手指消毒することを推奨。飛沫を浴びたときは被服を熱水消毒。施設や車両は1日2回以上消毒。相談室や取調べ室は随時消毒。



3 密閉性をなくす「換気」

機械換気ができない施設は、1時間に2回以上、窓・ドアを開けて外気を取り入れ。車両についても、走行中、必要に応じて窓を一部開放。換気に際しては、被疑者の逃走防止や捜査上の秘密保持に留意。



4 感染の疑われる者の「立入りの規制」

汚染区域/清潔区域/緩衝区域に**ゾーニング**。発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚の異常を自覚した職員や感染疑い対象者に接触した職員は清潔区域への立入不可。来庁者や被留置者にも**検温**を実施。



5 密集・密接の機会を低減させる「接触の回避」

職員と対象者、職員同士の接触機会を減らす。業務上やむを得ないときは、事前に現場の情報を収集した上で、身体的距離を確保して接触。**(警視庁ソーシャル・ディスタンス・ワークの推進)**



警察における業務継続の特性

- 法的な責務の存在 個人の生命・身体・財産の保護、公共の安全と秩序の維持という法的な責務を果たすため、業務継続を確保することが不可欠。
- 活動と組織の実地性 現場に振り分ける人的資源に大きな欠損を生じさせないこと、現場の警察官を指揮・指令する制御機能を確保することが重要。
- 当番勤務体制の代替性 当番による勤務体制(部制)を変更することで応急的な代替措置を柔軟に取ることができる。
- 予見できない事象への備え 感染リスクを低減させるためであっても、予備要員の待機を解除してはならない。感染予防と事態対処とのバランスが重要。
- 他機関との連携 業務縮小の場面であっても、都や区市町村、検察庁、裁判所等の関係機関との窓口は常に維持し、連携を強化することが必要。
- 広報の重要性 正確かつ時宜を得た広報は、治安に対する住民の不安感を払拭するとともに、不法行為を企図する者を強く牽制。

警察業務の継続に向けた対策

業務停止リスクを少しでも低減させておく事前対策と万一、職員に感染が確認された場合の事後対策を実施

事前の対策(リスク・コントロール)

- 業務の質や量に人員が追いつかなくなるリスクを低減
(優先度に応じた業務の区分け、業務の標準化・属人化の解消)
- 他の職員や関係者に感染が拡大するリスクを防止
(編成〔人員配置、車両・装備資器材、勤務庁舎〕の固定化、隔離場所の設定)
- リスクを上回る代替要員を確保
(予防的な在宅勤務、代替勤務場所の設定)



事後の対策(ダメージ・コントロール)

- 症状を自覚したり、疑似対象者を取り扱ったりした職員の情報を迅速に共有するとともに、**勤務場所から隔離**。
- 疑似職員・対象者と接触した**濃厚接触職員**や**軽度接触職員**を指定し、勤務場所から隔離。部外の濃厚接触者にも対応。
- 検査結果を待つことなく、これらの職員・対象者が使用した物品や施設を**緊急消毒**。
- 業務の継続に重大な支障が生じるときは、**職員の転用、部制の変更**、予防的な在宅勤務や代替勤務場所で勤務する**職員の引揚げ**等の措置を実行し、代替要員を確保。本部は警察署を支援。
- 感染職員が街頭警察活動や都民応接に従事していた場合や代替措置が実行された場合は、その旨を**対外的に広報**。

